


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市固定資産税及び都市計画税に係る返還金等取扱要綱の一部を 改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	保険年金課、納税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>本件の要綱において、固定資産税等を最大20年分返還できるよう規定している。平成11年以前の規定について、令和2年度以降不要となるため、同規定の削除等文言の整理を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 平成11年以前の規定の削除等文言の整理を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 文言の整理がなされることで、事務執行の円滑化を図ることができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注.: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。